

別記様式（第3条関係）

開催記録

名 称	第2回会津美里町障がい福祉計画等策定委員会
開催日時	令和5年 9月 1日 13時 30分から 15時 00分まで
開催場所	会津美里町役場本庁舎 大会議室
出席者	委員及び事務局：別紙名簿の通り 委託業者1名
議 題	(1) 計画骨子案について (2) その他
資料の名称	資料1 会津美里町第4期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 計画骨子案 資料2 参考資料 アンケート調査集計(当事者アンケート、事業者アンケート、自立支援医療提供病院アンケート、こども園・特別支援学級・特別支援学校アンケート) 資料3 障がい者の現状と障がい福祉サービスの利用状況(2023/9/1 修正)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
内容	
<p>1 開会（星 健康ふくし課長補佐）</p> <p>2 委員長挨拶（齋藤 研一 委員長）</p> <p>3 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 計画骨子案について</p> <p>委員長： それでは事務局より資料の説明をお願いします。</p> <p>事務局： 「第1章 計画の策定にあたって」について説明</p> <p>委員長： 法律の根拠の説明がありました。障がい者基本計画、障がい福祉・障がい児福祉計画を全国の市町村と同様に作っています。障がい者計画は6年、障がい福祉計画等は3年の期間で作っていきます。</p> <p style="padding-left: 40px;">現行計画の見直しについて、今日時間をとっていただければという認識でよろしいでしょうか。</p>	

事務局： 進捗状況については、毎年自立支援協議会に報告し、議論いただいています。骨子案でも 31 ページ以降に、現行計画の取り組みをまとめています。

委員長： 今日の会議の中で確認する時間はありますか。

事務局： 前回の会議において説明させていただいた内容とほとんど同じですので、今回は詳しく議論の時間を設ける予定はありません。

委員長： もしご意見があれば、議題「その他」の部分などでご意見頂きたいと思います。

事務局： 「第 2 章 会津美里町の障がい者を取り巻く状況」及び当事者アンケートの記述式設問の回答結果一部について説明

委員長： 今説明いただいたところで、深めていきたい、確認しておきたいことがあれば、ご発言いただきたいと思います。

委員： 表現として「指導」と「支援」という言葉が見られますが、言葉の使い方としてどのように棲み分けているのでしょうか。34 ページの部分などは「相談・指導の充実」とありますが、「相談支援」ではないでしょうか。

「指導」「支援」の言葉の使い方のほか、乳幼児・18 歳以下の子どもに対しての健康診査の体制と、18 歳以上の方の相談支援の内容を世代ごとでどう書き分けたいのかというところを整理してもらえばよいと思います。

事務局： 「指導」については、教育関係に関する内容で使っている場合が多いと思います。項目は現行計画の表記をそのまま使っていますが、評価の内容については、確認した上で修正したいと思います。あわせて 18 歳以下の世代と 18 歳以上の世代の表記も整理した上でまとめたいと思います。

委員： 身体障がい者が減少しているのは何か背景があるのでしょうか。取得する人が減っているのか、住みにくくて出ていく人が多いのかで意味合いが変わってくると思います。

事務局： 一番明確なのは人口減少に伴って、手帳所持者が減っていることがあります。療育手帳については同じぐらいの比率になっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増えており、人口が減少しても精神障がいを持っている人が社会的に増えているような状況です。身体障がいについては、どうしても高齢者が多いため、人口減少に合わせて手帳所持者も減ってきているのだと思います。

委員長： 資料を見ると、身体障がい者は 1,300 人から 1,070 人に減っており、総人口は平成 28 年から令和 4 年に 2,000 人ほど減っているため、高齢の方で手帳を持っていた方が減っているという見方だと思います。

身体障がいの方は減っており、人口も 2,000 人減っていながらも、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳、特別支援教育・特別支援学級の方が増えているのが会津美里町の特徴と言えるかもしれません。

事務局： 自立支援協議会でもこの骨子案を説明させていただきました。ご意見としては、「障がいに対する理解や配慮の促進」について、もう少し強めな表現でもいいのではないかという意見がありました。障がい福祉サービスを充実する上で一番なのが社会や地域住民の理解や偏見の解消がまずあって、他のサービスなどに繋がっていくので、もう少し強い表現でもいいのではないかという意見がありました。

委員： 周りの目が気になるというのがあると思います。障がい児用の大きいバギーなどもこの辺ではあまり見かけないので、スーパーに入ったときなどに見られていることが多くあります。小さい子になんだろうと見られることもあります。逆に考えると、どうかしたのだらうと思ってみるのは、小さい子は見たことがないから当たり前だと思えます。車椅子で生活している人も周りにいっぱいいることを普段から言ってもらうことも大事だと思いました。障がいに対する偏見は知らないからだと思えます。

同じ障がい児でも、知的障がいと発達障がいでは異なり、障がいごとに配慮すべきことや困っていることが違うということが今になって分かったこともあります。それを地域に、人に、全く障がい者と関わりのない人に、どうやって理解してもえるかを工夫していければ、住みやすい町になると思います。

委員長： バギーで外出したときにこの辺ではあまり見られないということでしたけど、新潟（市など大きな都市）に行ったときと違ったりしますか。

委員： 大きい都市に行くときあまり注目されない気がします。この辺だと、珍しがられました。（大きい都市だと）自分以外にもバギーを見かけたりします。

委員長： 親の会のお母さんたちの中でも結構あるお話ですね。他のお母さんもよく言われていて、新潟とか仙台に行くとき買い物が楽だと聞きます。町内のお店に行ったりすると、やはりジロジロ見られる、人によっては白い目で見られるという違いがあると思います。見られる視線がつかなくて、地元では買い物に行きにくいという話もあります。差別については、啓発していく、解消していこうと思うと時間がかかるものだと思います。強い表現にした方がよいというお話もありましたので、その辺を盛り込んでいただきたいと思います。

委員： 36 ページの障がい福祉サービスの数字について、3年間ごとの数字が示されていますが、令和5年度は今後数字も入っていくのでしょうか。また、令和8年までの計画なので、今後毎年度目標を設定していくことになるのでしょうか。

委員長： 計画期間の3年間で目標値を各年で設定していますが、令和5年度の実績値は数字が出る前で見直すことになっていきますので、入らないこととなります。次回の会議で令和6年度、7年度、8年度の目標値を入れたものをお示したいと思います。それをまた毎年度、自立支援協議会で報告していきます。

- 委員長： 今私自身に寄せられている課題の一つに、生活介護に週5通えない問題があります。支援学校を卒業して生活介護に通えるのかと思ったら、曜日によって事業所を二つ、三つ使う方がいたり、障がいが重くて通えない理由などもあります。週のうち1日2日しか通えなくて、残りの3日は休みになる人もいたりします。この生活介護の実績を見ると、日ベースでは減って、人ベースでは増えているということになりますが、これは利用日数を365日で割っているということになりますか。
- 事務局： 日ベースは、同じ人が何回も使った場合も含めた、延べ日数になります。人ベースでは、同じ人が何回使っても1人として、何人使ったかを示しています。
- 委員長： 令和4年では9952日を48人が使っていることになるので、1人平均207日になります。月曜から金曜までが年間270日ちょっとなので、やはり週5では通えていないことになりますね。
- 事務局： こちらの日数にはレスパイト目的で月31日使われている方も含まれているので、週5には届いていない状況です。
- 委員長： 中には週5を希望しない人もいると思いますが、事業所の皆さんの方で本当は週5通いたいけれど、事業所の都合や送迎の部分で通えない人の数が見えてくると、次の予想が立つと思います。肌感覚の中で実際に生活されている方、もっと通いたい方の数をどのくらい見るかによって、より確からしい数字になってくるとと思います。潜在的なニーズや相談支援専門員、生活介護事業所の皆さんのご意見を聞いて反映できる方法はありますか。
- 事務局： 目標数値については次回の会議でお示しする予定ですが、基本的な数値の取り方としては、現状の数値に対して、事業所でお断りしている件数などを加味したいと思います。また、アンケートでは生活介護のニーズも高く、ニーズや相談支援事業所、各事業者の意見も聞きながら出して行きたいと思います。
- ただ、根拠のない数値を目標とするわけにはいかないので、需要だけでなく供給できるような数値を入れていきたいと思います。事業所が増やせるかなども把握しながら作っていくことになるとと思います。

委員長： 近隣の町村の事業所の動向も勘案されてくることになると思います。単純に計算するだけでなく、皆さんが今肌感覚でお持ちの部分も盛り込んで、より確からしい数字に近づけていければと思います。同じように就労 B の事業所でも同じような課題があり、もっと通いたい、日数制限があって行けていないという現状もあります。短期入所も本当はニーズがたくさんあり、会津圏域に短期入所の事業所がなくて行けずにいる方もいると思いますので、今後も見ていきたいと思います。

また、新しく項目として出していただいた特別支援教育の状況は非常にわかりやすい数字だと思います。特別支援学級も児童数も増えていることが現れている表だと思いました。

学級数に関しては、分類ごとの数が分かると、成人後にこういった方が増えていく、だから事業所も増やさないといけない、といったことがわかってくると思います。地元の小学校や中学校の特別支援学級に行く方以外で、会津若松市の特別支援学校に行っている方はどれくらいいるのでしょうか。

事務局： 令和 4 年度では 14 名いますので、この表に 14 名足した数字が町内の障がい児の数になると思います。今後、特別支援学校の数字も把握できれば、表に入れていきたいと思います。

委員長： 特別支援学校でも会津美里町の方が何人、高校 3 年生が何人で、生活介護を使う人は何人といった形で考えて、事業所を確保できるように連携をとることが重要だと思います。こうしたデータを突合させて、この計画を作っていくのが大事だと思いますので、今後検討していければと思います。

委員： 利用者から望む声が多いサービスについて、生活介護が高く、就労支援がそこまで高くないというのが意外でした。

事務局： 事業所からのアンケート結果なので、逆に当事者からのアンケートでは就労に対するサービスのニーズは多くなっています。当事者と事業者の意識が少し異なるという結果になっています。

委員： 支援と指導について、一般的な生活に関することは「支援」、職業や仕事に関することは「指導」にあたるのかなと思います。

委員： 特別支援教育の状況について、平成 28 年以降増加傾向にあるということでしたが、子どもの数は減っている中で増えているのはどういった背景があるのでしょうか。

事務局： 子どもの数が減っているのは明らかですが、発達障がいや、いわゆるグレーゾーンが社会的に認知されてきた結果、増えてきていると捉えています。

委員： 民生委員の視点からは、障がい者という言葉がなかなか地区の集まりでもでてこないです。もしかしたら家族の方が抱え込んでしまっているのではないかと感じています。我々がどんな形で計画に関われるかを考えていましたが、まずは、情報・知識を入れて地域で広めていくのが大事なかと思います。まずは理解してもらうことが大事だと思います。

サービスの利用について、利用していない人が 50%を超えています、使い勝手の悪いようなサービスがあるということもあるのではないのでしょうか。

介護分野では小規模多機能のように使い勝手のよいサービスがあると良いと思いました。

委員長： 数字のところは、事業やサービスの啓発や利用してもらえそうな仕組みが必要じゃないかと思います。また、地域包括支援センターは介護保険、高齢分野で民生委員との連携も進んでいるところですので、障がいの分野でも距離を近づけるような活動が必要だと思います。

事務局： 今回、基幹相談支援センターをつくることになったので、障がい分野でも基幹相談支援センターと民生委員さんの関係を深めていくこともできると思います。

委員： 地区の定例会がありますので、そのときに時間を作って連携していければと思います。

事務局： そういったこともできると思います。

委員： 後々障がいをと診断される人は、最初から特別支援学校には繋がっておらず、普通学級で過ごして、成人したときに仕事に中々就けずに手帳の所持につながる人もいますので、そういった方の繋がり方も必要だと感じました。

基幹相談支援センターについて、年齢的には介護保険サービスでも、内容的には障がい福祉サービスの方がいいという、狭間にいる方の相談先として、基幹相談支援センターがあると必要な支援につながると思いました。

委員長： どこに相談したらいいかわからないということはずっと言われていることですので、基幹相談支援センターができることによって、相談できる窓口が一つ増える、あるいはそこに連絡すればどこかに繋がるような形になっていくのが望ましいと思います。

事務局： 「第3章 計画の方向性」について説明（質疑なし）

委員長： ありがとうございます。次回の会議は10月26日13時半からお願いしたいと思います。

(2) その他

委員長： 基幹相談支援センターが10月1日に開設予定です。場所は「ゆきわり荘」に置くことになっています。開設の際は改めてご挨拶させていただきます。

4 その他

事務局： 改めて、会議でもお伝えしましたが、次回の会議は10月26日13時半からになります。日程が近づきましたら、改めて通知を送らせていただきます。

5 閉会（事務局）

以上、開催記録として報告します。